

## 通所介護事業所等における定員変更にかかる規模の再計算について

通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所(以下、通所介護事業所等という。)においては、厚生労働大臣が定める施設基準に従い該当する規模に応じた介護給付費を算定することとなっていますが、平成27年1月1日以降の通所介護事業所等の年度途中の定員変更にかかる規模の再計算については、以下のとおり取扱うこととします。

下記①②に該当する事業者は、当該年度の途中で定員変更があった場合、その都度「利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数」により、規模の再計算を行うこと。

①前年度の実績が6月以上あって、4月1日に定員を前年度※から25%以上変更し、「利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数により、事業所規模の区分を判断」した事業者。

②前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)。

よって、上記①②に該当しない事業者(当該年度の算定区分を前年度実績により確定させた事業者)は、年度途中で定員変更を行ったとしても、規模の再計算は行わないこととする。

※前年度の利用定員は、大阪府の運用に合わせ前年度の運営規程上の定員の平均から求める。

例) 前年度4月から6月まで定員15名、7月に定員変更し、3月まで定員20名の場合

$$(15 \times 3 \text{ か月} + 20 \times 9 \text{ か月}) \div 12 \text{ か月} = \text{平均利用定員 } 18.75 \text{ 名}$$